

議 案 質 疑

第39号議案 平成23年度佐賀市一般会計補
正予算(第1号)

公共機関誘致のねらいは??

歳出 商工費 中心市街地公共的団体等移転整備事業
5億8000万円

(質疑)

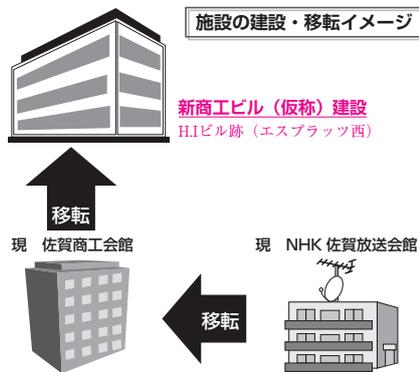
- ①中心市街地に公共機関を誘致することによる経済効果、まちの活性化への効果は ②週末の集客対策について地元商店街との連携は ③購入を計画している土地の利用計画は ④公共的団体等移転整備の考えに至った背景、動機は ⑤全体的な進め方、スケジュールは。

(答弁)

①新しく建設するビルの規模や入居する機関が確定しておらず、具体的な効果を示す段階にな



いが、一定の効果は期待できる ②地元商店街協同組合や特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテスなどと連携し、主に土日に集客力のあるイベントを開催し、集客やまちのにぎわい創出につなげていきたい ③現在民間の大型ビルが建っている場所への新ビルの建設を予定している。また、その南側に隣接をしている民間駐車場及びその東側に隣接している国有地は、新ビルへの来庁舎及び一般の方に御利用いただく平面式の駐車場として整備したいと考えている ④これまで中心市街地活性化対策の一つとして4核構想エリアに公共公益施設を誘致する施策を進めてきた。適地と判断した白山地区の土地に公共公益施設が入居する複合ビルを建設し、中心市街地の活性化に資したい ⑤今年中の用地購入、今年度中の新ビルの規模決定を目指す。その後、事業者選定事務、設計、建築を行った後、平成25年度の上半期には新ビルをオープンさせたい。



第39号議案 平成23年度佐賀市一般会計補
正予算(第1号)

求職者の要望に応じた事業か??

歳出 商工費 緊急雇用創出基金事業
8001万円

(質疑)

- ①事業の趣旨 ②事業選定の流れ ③算定された事業の雇用の規模は ④選定された事業について、専門性があるようなことはないのか ⑤被災して市内にいられている方の雇用についての要望状況 ⑥要望に対して今回の雇用人数は十分か? ⑦要望が増えていったときに、また増やしていくことは可能か?

(答弁)

①東日本大震災により被災をされ、仕事を失われた方々に6ヶ月以内の雇用の場を確保する ②事業としての有効性、雇用の創出効果、地域ニーズに合った事業などを念頭に検討し、環境、情報通信、教育文化の3分野において、新規事業2点、既存事業の拡充3件の計5事業の提案があった ③延べ12名を見込んでいる ④専門的な資格などが必要なものはない ⑤99名が市内にいられて、就職希望が10名 ⑥現時点での被災者の要望状況に対する雇用の受け皿は準備できている ⑦事業を拡充する必要性が高いと判断された場合は、改めて緊急を行う必要のある事業の洗い出し、不足のないようにしたい。

第48号議案 佐賀市やまびこの湯の指定管理者の指定について

候補者選定の経緯は？

（質疑）

①候補者の募集から選定までの経過は ②応募条件は ③応募状況は ④候補者の選定理由は ⑤従業員は継続雇用されるのか ⑥施設設計への指定管理者の意見反映は ⑦集客・PR活動での指定管理者と市の連携は ⑧指定管理者の評価・チェックは。

（答弁）

①募集要領の配布を平成23年3月1日から25日まで実施。4月18日の申請書提出期限までに6団体が提出。選定委員会で書類審査を通過した4団体から1団体を選定 ②法人及びその他の団体、または複数の法人や団体により構成される共同企業体、事業体とし、個人での応募は不可とするほか、税金の滞納がないこと等の一般的な条件を付している ③6団体が応募。うち2団体が市内事業者 ④設置目的の確実な実施が見込まれること、やまびこの湯の効用を最大限に発揮するとともに管理費の縮減が図られるものであること、事業計画に沿った管理を行う能力があることの3つの大きな項目を踏まえ、市内雇用・市内発注への考え方などの11項目により選定。選定事業者は、ほぼすべての項目で最高点であった。収益の大きな柱である食事・レストラン、集客イベントの

実施や施設のPR、地元発注や地元関係者との連携等について具体的または積極的な提案がなされていた ⑤再雇用と地元からの雇用について優先的に取り組むという回答を得ている ⑥改修工事等における設計者との協議は募集要領にも盛り込んでおり、施設の設置目的に沿った運営側からの助言、提案がなされることを期待している ⑦指定管理者の業務であるが、三瀬地区の重要な集客施設であり、北部地域の観光振興の観点から、市も取り組んでいく ⑧提出される毎月及び毎年の報告書等により改善すべき点はその都度指摘する。必要に応じて利用者満足度調査や利用者ヒヤリング等を実施するとともに、指定管理者運営評価シートに基づき評価を行う。

第55号議案

専決処分について（佐賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

限度額改正による影響は？

（質疑）

①改定内容は ②改定による影響が生じる世帯数は ③賦課限度額の改正による税収増額は ④払えない世帯がふえるのでは ⑤専決処分ではなく議案にすべきでは。

（答弁）

①賦課限度額の改正であり、基礎課税額の賦課限度額を1万円引き上げ51万円、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を1万円引き上げ

14万円、介護納付金課税額の賦課限度額を2万円引き上げて12万円に改正する。これにより賦課限度額は合計77万円となり、平成22年度と比べると4万円引き上げる改正となっている ②基礎課税額が1425世帯、後期高齢者支援金等課税額が1455世帯、介護納付金課税額が1222世帯で加入世帯の4・3%から6・8%の世帯に影響が生じると試算している ③基礎課税額は約1400万円、後期高齢者支援金等課税額は約1370万円、介護納付金課税額は約2100万円、合わせて約4870万円と試算している ④改正の影響のある世帯は比較的收入が多い世帯であり、今回の賦課限度額の改正が直接の原因で滞納がふえることはないと考えている ⑤条例事項なので基本的には決める前に議会に諮って承認を得るのが大原則だが、国の方針が最終的に決まるのがかなり遅くなつて間に合わなかった。国民健康保険特別会計の厳しい状況など諸般の事情で専決処分をせざるを得なかった。

<参考図：①②③関連>

		基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額
賦課限度額	改正前	50万円	13万円	10万円
	改正後	51万円	14万円	12万円
影響世帯数		1,425世帯	1,455世帯	1,222世帯
税収増額		1,400万円	1,370万円	2,100万円